令和７年度

# 柏市チャレンジ支援補助金（ゼロカーボン事業）

# 申請手引き

## 申請の流れ

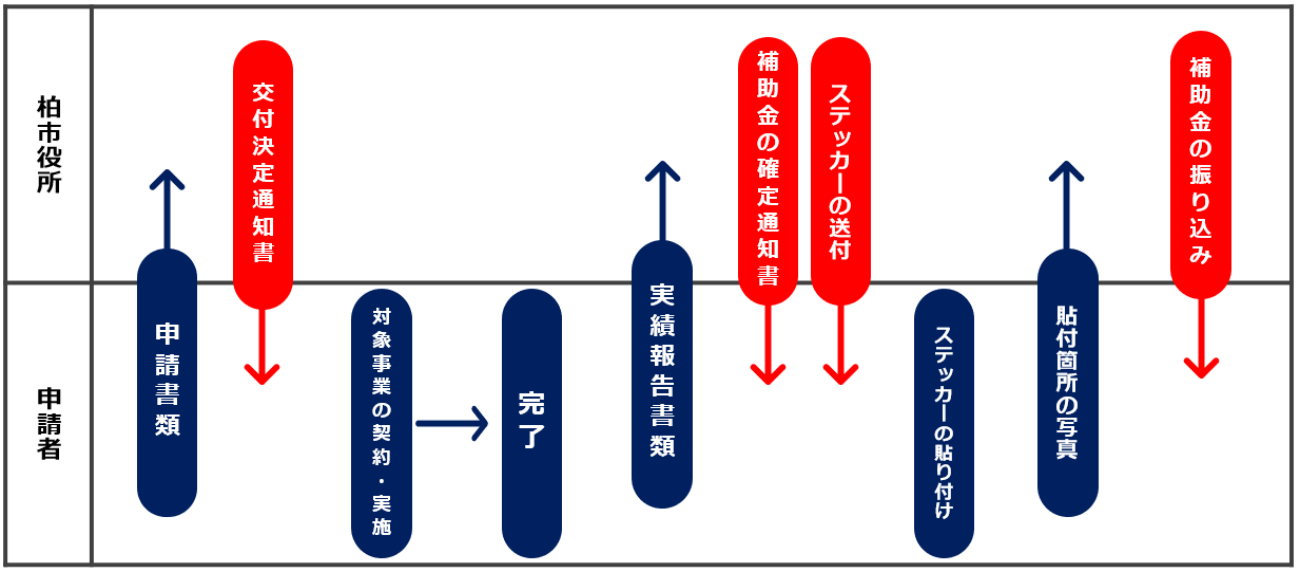


**受付期間**

**令和７年５月１日（木）～令和８年２月27日（金）**

**※事業着手前の申請が必要です。**


**受付窓口**　〒277-8505　千葉県柏市柏五丁目10番１号
柏市環境部　ゼロカーボンシティ推進課（本庁舎４階）

**電話番号**　０４－７１６８－０７０３

**E-mail**　info-zc@city.kashiwa.chiba.jp


令和７年４月更新

# 目次

1　補助対象者 ..... 3

2　補助対象事業・補助金額 ..... 4

3　補助の要件 ..... 5

（1）既存照明のＬＥＤ化 ..... 5

（2）太陽光発電設備の導入 ..... 5

（3）高効率空調への入替え ..... 6

（4）充電設備の導入 ..... 6

（5）二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入 ..... 6

（6）ＥＶ車両等の導入 ..... 7

（7）ＺＥＢコンサルティングの実施 ..... 8

（8）省エネルギー診断の受診 ..... 8

4　リースによる導入 ..... 9

5　申請の流れ ..... 10

6　交付申請書類 ..... 11

7　実績報告書類 ..... 12

8　補助金の振り込み ..... 14

9　交付の条件 ..... 14

# 1　補助対象者

- **以下の要件をすべて満たしている事業者**

☑ **市内に事務所又は事業所を有する事業者。**
※ ただし，リース等（リース，PPA又はESCO（シェアードセイビングス契約）をいう。以下同じ。）によりゼロカーボン事業に係る設備等の導入をする場合のリース等事業者を除く。

☑ **本市が行う脱炭素化に係る事業に協力する意思があること。**

☑ **本市の市税を滞納していないこと。**

☑ **補助対象事業について契約し，費用の負担及び設備の所有をするもの。**
※ リース等により所有者がリース事業者等である場合も含みます。

☑ **会社法の規定による清算の開始又は破産法の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。**

☑ **会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。**

☑ **過去に，補助対象設備等の導入をする者がこの要綱に基づく補助を受けていないこと。**
※ 「この要綱」には，令和5年度の柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（事業者向け）を含みます。

⚠ **上記の要件を満たしていても，以下のいずれかに該当する場合は補助の対象外です**

☒ **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業**

☒ **風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する事業**

☒ **宗教活動又は政治活動を目的としていると認められる事業**

☒ **公序良俗に反する等その他市長が不適当と認める事業**

## 2　補助対象事業・補助金額

<table>
<tr><th>対象事業</th><th>対象経費</th><th>補助率</th><th>補助上限額</th></tr>
<tr><td>既存照明のLED化</td><td rowspan="4">● 設備の購入費<br>● 工事費</td><td>対象経費の<br>1/3</td><td rowspan="2">50 万円<br>（柏市環境保全協議会員にあっては，60 万円）</td></tr>
<tr><td>高効率空調への入替え</td><td rowspan="9">対象経費の<br>1/2</td></tr>
<tr><td>太陽光発電設備の導入</td><td>1kW 当たり<br>5 万円</td></tr>
<tr><td>充電設備の導入</td><td>1基（充電口が複数の場合は，その口数）当たり<br>V2H充放電設備… 10 万円<br>その他の充電設備… 5 万円</td></tr>
<tr><td>二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入</td><td>● 導入費用<br>● 導入年度における利用料<br>※２月末支払分まで</td><td>15 万円</td></tr>
<tr><td>EV の導入</td><td rowspan="3">● 車両の購入費</td><td>1台当たり<br>10 万円</td></tr>
<tr><td>EVトラックの導入</td><td rowspan="2">1台当たり<br>30 万円</td></tr>
<tr><td>EVバスの導入</td></tr>
<tr><td>EVバイクの導入</td><td>1台当たり<br>8 万円</td></tr>
<tr><td>ZEBコンサルティングの実施</td><td>● 委託料</td><td>50 万円<br>（柏市環境保全協議会員にあっては，60 万円）</td></tr>
<tr><td>省エネルギー診断の受診</td><td>● 受診料</td><td>対象経費の<br>10/10</td><td>25,850 円</td></tr>
</table>

⚠ **1事業者当たり50万円を上限とします。**

**※柏市環境保全協議会員にあっては，60万円を上限とします。ただし，令和6年度分の会費を負担しているもの又は令和6年度に柏市環境保全協議会に加入したものに限ります。**

⚠ 1事業者当たりの上限額の範囲内であれば，**複数事業の申請も可能**です。

⚠ 補助額に 1,000 円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てます。

⚠ 購入費に係る**消費税**及び地方消費税は，**補助対象外**です。

⚠ **国その他の団体からの補助金を充当する場合は，当該補助金の額を購入費の額から控除します。**

⚠ 補助対象経費は設備の購入費及び工事費であり，**保証料**や**オプションなど**の**附属設備の費用**は，**補助対象外**です。

# 3　補助の要件

**共通※の要件**

※共通…(1)既存照明のＬＥＤ化，(2)太陽光発電設備の導入，(3)高効率空調への入替え，(4)充電設備の導入のみ。

- ☑ 交付決定日以後に事業に着手（契約）するものであること。
- ☑ 令和８年３月３１日までに補助対象設備等の導入を完了すること。
- ☑ 市内の事務所又は事業所に設備を導入し，業務において使用するものであること。
- ☑ 設備は未使用品であること。
- ☑ 事務所又は事業所を第三者が所有している場合は，設備の導入について当該第三者の同意を得ているものであること。

## (1) 既存照明のＬＥＤ化

- ☑ 共通の要件（このページ上部）を満たすこと。
- ☑ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和７年１月２８日変更閣議決定）に定める照明器具の判断の基準を満たす（グリーン購入法に適合する）ものであること。

※基本方針は，以下のページで確認できます。
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html

※グリーン購入の調達者の手引きには，基本方針の内容が分かりやすく記載されています。
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html

⚠ 蛍光灯の器具を使用したＬＥＤへのランプ交換は補助対象外です。
⚠ ＬＥＤ照明からＬＥＤ照明への交換は補助対象外です。
⚠ グリーン購入法に適合するか否かは，施工業者や製造元に確認を行ってください。

## (2) 太陽光発電設備の導入

- ☑ 共通の要件（このページ上部）を満たすこと。
- ☑ 太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型（屋根置など）の設備であって，導入された事務所又は事業所において電気が消費されるもの）を導入するものであること。

⚠ 携帯型ソーラーパネルは補助対象外です。

## (3) 高効率空調への入替え

☑ 共通の要件（P.5 上部）を満たすこと。

☑ 既存の空調設備からの入替えであること。

☑ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める以下の①～③いずれかの判断の基準を満たす（グリーン購入法に適合する）ものであること。

①エアコンディショナー
②ガスヒートポンプ式冷暖房機
③公共工事の資材における空調用機器

※基本方針は，以下のページで確認できます。
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html

※以下のグリーン購入の調達者の手引きには，基本方針の内容が分かりやすく記載されています。
（ただし，③公共工事の資材における空調用機器については記載されていません。）
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html

⚠ 今まで設備が無かった場所に新しく設置するものは補助対象外です。

⚠ グリーン購入法に適合するか否かは，施工業者や製造元に確認を行ってください。

## (4) 充電設備の導入

☑ 共通の要件（P.5 上部）を満たすこと。

☑ 国が実施する補助事業において，一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているＶ２Ｈ充放電設備又は充電設備を導入するものであること。

【参考】一般社団法人次世代自動車振興センター（https://www.cev-pc.or.jp/）

## (5) 二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入

☑ 二酸化炭素排出量の算定を支援し，事業者の環境経営に資するサービスであること。

☑ 二酸化炭素排出量の削減に向けた分析機能や取組提案等の支援があるサービスであること。

☑ 交付決定日以後に事業に着手するものであること。

☑ 市内の事業所等において導入するサービスであること。

☑ 月又は年単位で利用料が発生するサービスを，３か月以上継続して利用するものであること。

## (6) ＥＶ車両等の導入

☑ **交付決定日以後に事業に着手（契約）するものであること。**

☑ **令和８年３月３１日までに導入するものであること。**
※特殊車両であって，期限までに導入が間に合わないことが想定される場合は，申請前にゼロカーボンシティ推進課に相談してください。

☑ **市内の事務所又は事業所の業務において使用するものであること。**

☑ **新車として新たに購入するもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。**

☑ **自動車検査証又は標識交付証明書の使用の本拠の位置又は定置場が，柏市内の住所であること。**

☑ **車両種別ごとの要件（下表）を満たすこと。**

| 車両種別 | 要　件 |
|---|---|
| EV（乗用車） | ☑ 電気自動車であること。<br>※プラグインハイブリッド自動車は対象外です。<br>☑ 一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。<br>【参考】一般社団法人次世代自動車振興センター（https://www.cev-pc.or.jp/） |
| ＥＶトラック | ☑ 電気自動車であること。<br>※プラグインハイブリッド自動車は対象外です。<br>☑ 環境省が行う「環境配慮型先進トラックバス導入加速事業」の補助対象車両のうち環境配慮型先進トラックに該当するもの又は環境省が行う「商用車の電動化促進事業（トラック）」のトラック（電気自動車）導入事業の補助対象車両に該当するものであること。<br>【参考】令和６年度環境配慮型先進トラックバス導入加速事業（https://www.heco-hojo.jp/yR06/trkbus/competition.html）<br>【参考】令和６年度商用車の電動化促進事業（トラック）（https://www.levo.or.jp/jigyoutype/hosei/） |
| ＥＶバイク | ☑ 電池によって駆動される電動機のみを原動機とし，内燃機関を併用しない型式認定を取得している車両であって，次の①～③のいずれかに該当するもの。<br>①側車付二輪自動車<br>②原動機付自転車　※四輪も対象となります。<br>③軽自動車に該当する二輪自動車<br>☑ 一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両に該当するものであること。<br>【参考】一般社団法人次世代自動車振興センター（https://www.cev-pc.or.jp/hojo/） |
| ＥＶバス | ☑ 電気自動車であること。<br>※プラグインハイブリッド自動車は対象外です。<br>☑ 環境省が行う「環境配慮型先進トラックバス導入加速事業」の補助対象車両のうち環境配慮型先進バスに該当するものであること。<br>【参考】令和６年度環境配慮型先進トラックバス導入加速事業（https://www.heco-hojo.jp/yR06/trkbus/competition.html） |

電気自動車…電池によって駆動される電動機のみを原動機とし，内燃機関を併用しない自動車で，自動車検査証の燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。

## (7) ＺＥＢコンサルティングの実施

☑ ＺＥＢシリーズの実現に向けた基礎調査，計画策定等を実施するものであること。

※設計及びＢＥＬＳ申請は対象外です。
※ＺＥＢプランナーに委託して実施する必要があります。
※「ＺＥＢプランナー」とは，一般社団法人環境共創イニシアチブによりＺＥＢプランナーとして登録されている法人をいいます。

【参考】ZEB プランナー（フェーズ 2）一覧検索（https://sii.or.jp/zeb/planner/search）

☑ 交付決定日以後に事業に着手（契約）するものであること。

☑ 令和８年３月３１日までに事業が完了するものであること。

☑ 市内の事務所又は事業所のＺＥＢ化を目的とするものであること。

☑ 事務所又は事業所を第三者が所有している場合は，ＺＥＢ化について当該第三者の同意を得ているものであること。

## (8) 省エネルギー診断の受診

☑ 交付決定日以後に事業に着手（契約）するものであること。

☑ 令和８年３月３１日までに事業が完了するものであること。

☑ 市内の事務所又は事業所を対象に実施するものであること。

☑ 県が指定した機関が実施するもの，一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断又は国の補助金の交付を受けて実施する省エネルギー診断であること。

【参考】県が指定する機関は以下の web サイト（千葉県業務用設備等脱炭素化促進事業補助金）から確認してください。
（https://www.pref.chiba.lg.jp/ontai/hojo/r6jigyousyahojo.html#shindantou）

【参考】一般社団法人省エネルギーセンター省エネ最適化診断（https://www.shindan-net.jp/service/shindan）

【参考】一般社団法人環境共創イニシアチブ（省エネお助け隊）（https://shoeneshindan.jp/）

# 4　リースによる導入

- 補助対象設備等の導入をリース等により行う場合は，導入をする者とリース等事業者が共同で申請してください。

## (1) 要件

☑ 補助対象設備等の導入をする者とリース等事業者が共同で補助事業を行うものであること。

☑ リース等事業者は，補助対象設備等の導入をする者から領収する月額リース等料金を減額する形で補助金相当分を還元するものであること。

※補助金相当分は必ず月額料金から減額する必要があります。

例）リース等期間５年，補助金額３０万円の場合，毎月のリース等料金から５，０００円の割引を行う必要があります。（最初の数か月のみリース等料金を無料にする，３０万円を別途キャッシュバックするといった取扱いは認められません。）

☑ リース等期間が「柏市チャレンジ支援補助金（ゼロカーボン事業）交付要綱」第９条第１項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること又はリース等期間終了後に導入者が補助対象設備等を購入する契約となっていること。

## (2) 交付決定通知

- 交付決定通知はリース等事業者にのみ送付します。リース等先（導入をする者）へは通知しませんので予めご了承ください。

# 5　申請の流れ

## (1) 交付申請

☑ **対象事業の着手（契約）前に，必要書類を添えて申請してください。**

☑ **必要な書類は，P.11～12 を参照してください。**

**申請期間**

**令和7年5月1日（水）から令和8年2月27日（金）まで**

⚠ 受付は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までです。
⚠ 予算の上限に達した時点で受付を終了します。

## (2) 実績報告書類の提出

☑ **対象事業の完了後30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに必要書類を提出してください。**

☑ **必要な書類は，P.12～13 を参照してください。**

## (3) 書類提出について

☑ **郵送，メール又は窓口で提出してください。**

※郵送の場合は，郵送記録の残る形でお送りください。
※メールは，1メール当たり **5MB 以下**の容量としてください。また，**申請書データは PDF 形式**で提出してください。5MB を超える資料を送信する必要がある場合は，データのアップロード先を案内しますので，メール等で御相談ください。

**受付窓口**　〒277-8505　千葉県柏市柏五丁目10番1号
柏市環境部　ゼロカーボンシティ推進課（本庁舎4階）

**電話番号**　04－7168－0703（直通）

**E-mail**　info-zc@city.kashiwa.chiba.jp

⚠ 内容の確認を行うことがありますので，書類の控えを保管しておいてください。
⚠ 書類が全て揃った方から補助金の審査を開始します。

# 6　交付申請書類

⚠ 対象事業の着手（契約）前に，必要書類を添えて申請してください。
⚠ 様式は市ホームページからダウンロードしてください。

## (1) 交付申請書

☑ 様式を使用してください。リース等による場合はリース等導入者用の交付申請書を使用してください。
☑ 交付申請書を書き損じた場合は，新しく書き直してください。

## (2) 対象事業の概要

☑ 様式を使用してください。

## (3) 対象事業の経費の内訳が記載された見積書等の写し

☑ 経費の分かる見積書等の写しを提出してください。

## (4) 補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

☑ カタログ，仕様書等により，車名，型式，省エネ性能等が確認できる書類を提出してください。
☑ 該当するページのみを提出し，該当箇所にマーカー等をしてください。

## (5) 補助対象設備等の導入位置が確認できる図面及び工事着工前の現況写真

※「二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入」「EV車両等の導入」「ZEBコンサルティングの実施」「省エネルギー診断の受診」の場合は不要です。

☑ 図面を手書きで作成する場合は，定規を使用して作成してください。
☑ 現況写真の撮影位置を，図面に記載してください。

## (6) 所有者の同意を証する書面

※事務所又は事業所を第三者が所有（共有者がいる場合を含む）している場合のみ必要です。

※「二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入」「EV車両等の導入」「ZEBコンサルティングの実施」「省エネルギー診断の受診」の場合は不要です。

☑ 様式を使用してください。

## (7)市内に事業所等を有することを証する書類

☑ 法人の場合は登記事項証明書の原本を，個人事業主の場合は開業届の写しを提出してください。
☑ １か月以内に取得したものを提出してください。

### (8) 本市の市税の納税証明書又は非課税証明書

☑ １か月以内に取得したものを提出してください。
☑ 本市による確認に同意する場合は提出不要です。

### (9) 温室効果ガスの削減見込み量を計算した書類

※「既存照明のLED化」「高効率空調への入替え」「太陽光発電設備の設置」「EV車両等の導入」の場合のみ必要です。

☑ 様式（省エネ計算シート）を使用するか，施工予定業者等が作成した設備導入による温室効果ガスの削減シミュレーション資料があればその資料を提出を使用してください。

## 7　実績報告書類

⚠ 対象事業の完了後30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに必要書類を提出してください。
⚠ 様式は市ホームページからダウンロードしてください。

### (1) 実績報告書

☑ 様式を使用してください。リース等による場合はリース等導入者用の実績報告書を使用してください。
☑ 実績報告書を書き損じた場合は，新しく書き直してください。

### (3) 対象事業の概要

☑ 様式を使用してください。

### (4) 対象事業に係る契約書の写し ※リース等の場合は不要です

☑ 契約書の写しを提出してください。契約書ではなく注文書と請書で契約をしている場合は，注文書と請書それぞれの写しを提出してください。
☑ ＥＶ車両等の導入の場合で，契約書がないときは提出不要です。

### (5) リース等による場合は，以下の書類 ※リース等の場合のみ必要です

☑ リース等事業者が購入する補助対象設備等の購入費が確認できる書類
☑ リース等契約書の写し
☑ 貸与料金の算定根拠明細書（様式を使用）
☑ リース等事業者の登記事項証明書

### (6) 対象事業の経費の支払いを証する書類内訳書の写し ※リース等の場合は不要です

☑ 領収書等の写しを提出してください。

## (7) 補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類

※「二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入」「EV車両等の導入」「ZEBコンサルティングの実施」「省エネルギー診断の受診」の場合は不要です。

☑ 以下のいずれかの書類の写しを提出してください。

◎保証書

※保証書はメーカー発行に限らず，問屋や販売店からの証明書で未使用品と確認できる場合は，受付可能です。

◎出荷証明書

※出荷証明書については「納品書」という名称で発行されている場合は，納品書の提出でも構いません。

◎出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）

## (8) 補助対象設備等の導入の状況が確認できる写真

※「二酸化炭素排出量算定クラウドサービスの導入」「ZEBコンサルティングの実施」「省エネルギー診断の受診」の場合は不要です。

※一枚で撮影できない場合は，複数枚に分けて撮影してください。

☑ 設備にあっては，以下の写真を提出してください。

◎対象設備の導入状況がわかる写真

◎銘板の写真

☑ 車両にあっては，以下の写真を提出してください。

◎車両の保管場所（車庫駐車場等）において，車両の全体及びナンバープレートを撮影した写真

## (9) 自動車検査証記録事項又は標識交付証明書の写し

※「EV車両等の導入」の場合のみ必要です。

## (10) ZEBプランナーが作成したZEBコンサルティングの結果の資料

※「ZEBコンサルティングの実施」の場合のみ必要です。

☑ ＺＥＢプランナーが作成した基礎調査，計画策定等の結果報告書を提出してください。

## (11) 省エネルギー診断の結果の写し

※「省エネルギー診断の受診」の場合のみ必要です。

☑ 事業所名，診断先，診断日，診断内容，省エネルギー対策等が記載されているもの。

## (12) 国その他の団体からの補助金額が分かる書類

※設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合のみ必要です。

☑ 国その他の団体が発行する交付決定通知書等

## (13) 交付請求書

☑ 様式を使用してください。

☑ リース等による導入の場合，リース等事業者が交付請求書を提出します。

☑ 振込先は，法人の場合は法人名義の口座に，個人事業主の場合は申請者の口座に限ります。

# 8　補助金の振り込み

- 補助金等確定通知書の受領後，およそ２週間前後で指定の口座に補助金が振り込まれます。
- 振り込み通知は行いませんので，通帳の記帳等によりご確認ください。

# 9　交付の条件

## (1) ステッカーの貼り付け

補助金申請者に対し，別途，ステッカーの貼付を依頼しますので，後日，事務所若しくは事業所又は車両の外から容易に確認できる箇所にステッカーを貼付の上，写真を提出してください。また，写真は市のホームページ等に掲載する可能性がありますので，予めご了承ください。

【ステッカーイメージ（３色のうちから選択）】

## (2) イベント等への協力について　※柏市環境保全協議会員の場合のみ必要です。

柏市環境保全協議会員にあっては，対象事業の実施結果を自己のウェブページ等で積極的に公表するとともに，本市がイベント等で事例紹介をする際に協力することが必要となります。